＜記載例Ⅱ－ⅩⅡ＞

法第８条第２号の技術上の基準に関する事項

（一般則第８条第２項の技術上の基準に対応する事項：移動式製造設備）

※移動式圧縮水素スタンドを除く

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | | 備考 |
| 第８条第２項第１号 | 高圧ガスの製造は，その発生，混合，減圧又は充塡において，次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。 | |  |
| イ．保安物件までの距離 | 可燃性ガス，毒性ガス又は酸素を製造（ロ，ハ及びルの製造を除く。）するときは，あらかじめ，当該ガスの製造設備の外面から第１種保安物件に対し15メートル以上，第２種保安物件に対し10メートル以上の距離を有することを確認した後でなければ行いません。  ただし，移動式製造設備から高圧ガスを受け入れる者（以下「受入者」という。）が法第５条第１項の許可を受け若しくは法第５条第２項の届出を行ったところに従って設置した高圧ガス設備又は貯蔵設備に，又は法第16条第１項の許可を受け若しくは法第17条の２第１項の届出を行ったところに従って設置した貯蔵設備に，あらかじめ明示された停止位置において高圧ガスを充塡する場合にあっては，受入者の設備と同一敷地内にある当該物件に対してはこの限りでない。 | |  |
| ロ．道路境界線までの距離 | 第７条第２項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内で車両に固定された燃料装置用容器に充塡するときは，当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し５メートル以上の距離を有し，かつ，同項第２号の規定に適合していることを確認した後でなければ行いません。 | |  |
| ハ．道路境界線までの距離 | 第７条の２第１項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内で車両に固定された燃料装置用容器に充塡するときは，当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し５メートル以上の距離を有し，かつ，同項第２号の規定に適合していることを確認した後でなければ行いません。 | |  |
| 二．貯槽の充塡容量 | 貯槽に液化ガスを充塡するときは，当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の90パーセントを超えないように行います。 | |  |
| ホ．火花の放出防止措置 | シクロプロパン，メチルアミン，メチルエーテル及びこれらの混合物（液化石油ガスとの混合物を含む。）の製造設備を使用して高圧ガスを充塡するときは，当該製造設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じます。 | |  |
| 条項 | 対応事項 | 備考 | |
| へ．配管の取り外し | 可燃性ガス，毒性ガス又は酸素の製造設備を使用して高圧ガスを貯槽に充塡するときは，当該製造設備の配管と当該貯槽の配管との接続部分において当該ガスが漏えいするおそれがないことを確認し，かつ，充塡した後は，これらの配管内の当該ガスを危害の生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後にこれらの配管を取り外します。 |  | |
| ト．静電気の除去措置 | 可燃性ガスの製造設備を使用して高圧ガスを充塡するときは，当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じて行います。 |  | |
| チ．車両の固定 | 車両に固定した容器（内容積が4,000L以上のものに限る。）に高圧ガスを送り出し，又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは，車止めを設けること等により当該車両を固定します。 |  | |
| リ．容器への充塡 | 車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充塡するためのものに限る。）には，充塡しません。  ただし，第１種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所において当該容器に充塡する場合は，この限りではありません。 |  | |
| ヌ．第６条第２項第１号ヘ並びに第２号ヘ，ト，リ，ヌ及びルの準用 | 第６条第２項第１号ヘ並びに第２号ヘ，ト，リ，ヌ及びルの基準に適合します。 |  | |
| 三フッ化窒素充塡等器のバルブ（第６条第２項第１号ヘ） | 三フッ化窒素充塡容器等のバルブは，静かに開閉します。 | 添付書類  № | |
| 酸素又は三フッ化窒素の充塡（第６条第２項第２号へ） | 酸素又は三フッ化窒素を容器に充塡するときは，あらかじめ，バルブ，容器及び充塡用配管とバルブとの接触部に付着した石油類，油脂類又は汚れ等の付着物を除去し，かつ，容器とバルブとの間には，可燃性のパッキンを使用しません。 | 添付書類  № | |
| 三フッ化水素の充塡場所（第６条第２項第２号ト） | 三フッ化窒素を容器に充塡する場所には，可燃性物質（車両に固定した容器等を除く。）を置きません。 | 添付書類  № | |
| 充塡してはならない容器（第６条第２項第２号リ） | 容器保安規則に規定する再充塡禁止容器であって当該容器の刻印等に示された年月から3年を経過したものに高圧ガスを充塡しません。 | 添付書類  № | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 一般複合容器等への充塡（第６条第2項第２号ヌ） | 容器保安規則に規定する圧縮水素ガス自動車，圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器，圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器，液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は一般複合容器であって，当該容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものには高圧ガスを充塡しません。 | 添付書類  № |
| ル．国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器への充塡（第６条第2項第２号ル） | 国際相互承認に係る容器保安規則に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器には，当該容器を製造した月の前月から起算して15年を経過したものには，高圧ガスを充塡しません。 | 添付書類  № |
| 第６条第２項第８号の準用（第８条第２項第２号） | 貯蔵設備である充塡容器等及びその容器置場は，第６条第２項第８号（ただし，車両に固定された容器（超低温容器又は低温容器を除く。）にあってはホを除く。）の基準に適合します。 |  |
| 充塡容器残ガス容器の区分（第6条第2項第8号イ） | 充塡容器等は，充塡容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。 | 添付書類  № |
| 充塡容器等のガス別の区分（第6条第2項第8号ロ） | 可燃性ガス，毒性ガス，特定不活性ガス及び酸素の充塡容器は，それぞれ区分して容器置場に置きます。 | 添付書類  № |
| 容器置場に置くことができるもの（第6条第2項第8号ハ） | 容器置場には，計量器等作業に必要な物以外の物は置きません。 | 添付書類  № |
| 容器置場の周囲における火気等の制限（第6条第2項第8号二） | 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲２ｍ以内においては，火気の使用を禁じ，かつ，引火性若しくは発火性の物を置きません。ただし，容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は，この限りでないものとします。 | 添付書類  № |
| 充塡容器等の温度(第6条第2項第8号ホ) | 充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は，常に温度40度（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保ちます。 | 添付書類  № |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 圧縮水素運送自動車用容器の温度  （第6条第2項第8号ヘ） | 圧縮水素運送自動車用容器は，常に温度65度以下に保ちます。 | 添付書類  № |
| 充塡容器等の転落転倒防止措置(第6条第2項第8号ト) | 充塡容器等（内容積が5Ｌ以下のものを除く。）には，転落，転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ，かつ，粗暴な取り扱いをしません。 | 添付書類  № |
| 容器置場の燈火(第6条第2項第8号チ) | 可燃性ガスの容器置場には，携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。 | 添付書類  № |